

協会けんぽ

職場内での回覧、  
掲示をお願いいたします

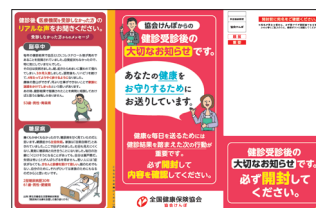
## 栃木支部からのお知らせ

令和8年

5月号

健康診断で **要精密検査** **要治療** と判定された方は  
速やかに **医療機関へ受診** してください！

協会けんぽでは、健診の結果、医療機関への受診が必要と思われる方のご自宅宛に「医療機関へ受診していただくためのご案内」をお送りしています。



## 対象となる方

健診（生活習慣病予防健診・人間ドック健診・事業者健診・被扶養者様対象の特定健診）を受診された方で、以下の受診勧奨値に該当し、健診受診前1か月から受診後3か月以内に医療機関の受診が確認できない方

血圧		血糖		脂質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dL以上	6.5%以上 (NGSP値)	180mg/dL以上

## お電話について

栃木支部から事業委託をしている「株式会社カルナヘルスサポート」から事業所様を通して、対象の従業員様へ「医療機関への受診確認や受診勧奨のお電話」をしています。なお、従業員様とお電話は10分程お時間をいただきます。お電話のあった際、事業所のご担当者様におかれましては、お取次ぎにご協力をお願いいたします。



## 委託事業者

事業所名 **株式会社カルナヘルスサポート**  
所在地 **福岡県福岡市中央区今川1-25-12**  
電話番号 **050-5578-8808**

## ※個人情報の取り扱い

業務の委託にあたっては「委託業務の遂行に必要な範囲に限り使用し、他の目的には一切使用しない」旨の契約を交わす等、個人情報保護法を遵守し実施しております。

## 事業主様・ご担当者様へのお願い

医療機関への受診が必要と判定された従業員の方へ、事業主様から受診を勧めていただくとともに、従業員の方が受診しやすい職場の環境づくりにご配慮をお願いいたします。



お問い合わせ先 TEL028-616-1691(音声案内2) 保健グループ

# 事業主の皆様へ

## 従業員様の採用・退職時、被扶養者様の異動時の届書は **5日以内**に日本年金機構へご提出ください！

令和7年12月2日から、健康保険証は使用できなくなり、マイナ保険証による受診を基本とする仕組みに変更となりました。

マイナ保険証は、資格取得届等の登録を日本年金機構で完了しなければ、お使いいただくことはできません。そのため、資格取得届等の手続きが遅れると、保険診療での受診ができず、医療費が全額自己負担となる場合があります。

新規採用の従業員様や退職する従業員様がいらっしゃる場合、または新たに被扶養者様を追加する従業員様がいらっしゃる場合は、事実が発生してから**5日以内**に日本年金機構へ届書をご提出ください（※）。

マイナンバーを記載してください

マイナ保険証をお持ちでない方で資格確認書の発行を希望される方はこちらにチェックをお願いします。

※資格取得届等の提出時には必ず「マイナンバー」をご記載ください。協会けんぽにマイナンバーが登録されていない場合は、マイナ保険証の利用ができません。

# 従業員の皆様へ

## 被扶養者様の追加・削除は速やかに事業主様へご連絡ください！

正しい資格情報でマイナ保険証をご使用いただくために、結婚、子どもの出生、および就職等により、被扶養者様の追加や削除がある場合は、速やかに事業主様（または事業所の社会保険のご担当者様）にご連絡をお願いします。

協会けんぽでは令和8年6月1日よりすべての支部においてコールセンターを導入します。より迅速で丁寧な対応を目指し、サービス向上に努めて参ります。



「もしも」と「いつも」に安心を。  
**協会けんぽ** 全国健康保険協会 栃木支部

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

☎028-616-1691 (代表)

受付時間：平日8:30～17:15(土日祝・年末年始を除く)

協会けんぽ栃木支部 検索 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

健康保険制度等に関するお役立ち情報配信中！

栃木支部公式 **LINE**

お友だち登録はこちらから→



栃木支部公式 **メルマガ**

新規登録はこちらから→

